

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）

食品安全委員会専門調査会運営規程第 3 条第 1 項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」とこととされている。

この規定に基づき、企画専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 1 食品安全委員会の平成 15 年度の運営のあり方についての意見の取りまとめ
- 2 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項についての意見の取りまとめ